

# サミュエル・ラザフォードにおけるネーション-『法と王』を中心に-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学社会科学研究所 公開日: 2015-04-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小島, 望 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/17172">http://hdl.handle.net/10291/17172</a>

《院生応募論文 (2013年度)》

サミュエル・ラザフォードにおけるネーション  
——『法と王』を中心に——

小 島 望\*

The Idea of Nation in the Thought of Samuel Rutherford:  
A study on *Lex, Rex*

Nozomu Kojima

はじめに

- I サミュエル・ラザフォードの政治思想
  - II サミュエル・ラザフォードにおけるネーション
- おわりに

はじめに

ナショナリズムなる現象は、近代に入って初めて出現したものであるという合意が存在する。政治学者ベネディクト・アンダーソンは、ナショナリズムが出版資本主義の勃興、「想像の共同体」の形成を経て、19世紀初頭の南米での様々な独立運動の中に、政治的現象として発生したとする<sup>1</sup>。また文化人類学者アーネスト・ゲルナーは、ナショナリズムの形成を、19世紀に生じた急速な工業化と関連付けながら説明している<sup>2</sup>。ナショナリズムにおける政治的主権の概念を重視するジョン・ブルイリ、エリック・ホブズボームも、その出現をフランス革命に端を発する主権在民原則の普及の中に位置づける<sup>3</sup>。永続主義者<sup>4</sup>とされるエイドリアン・ヘースティンクスでさえ、「各々の『国民 [nation]』が自らの国家を保有するべきであるという政治理論」を意味するナショナリズムは、19世紀の産物であるとしている<sup>5</sup>。端的に述べれば、ナショナリズム研究においては、その起源を近代に求める顕著な傾向が存在する。

\*博士後期課程 政治経済学研究科 政治学専攻

1 Benedict Anderson, *Imagined Communities: Reflections on the Origin and Spread of Nationalism*, rev. ed., Verso, 1991, pp. 47-65.

2 Ernest Gellner, *Nations and Nationalism*, 2<sup>nd</sup> ed., Blackwell, 2006, pp. 19-37.

3 John Breuilly, *Nationalism and the State*, 2<sup>nd</sup> ed., University of Chicago Press, 1993, pp.374-376; Eric Hobsbawm, *Nations and Nationalism since 1780: Programme, Myth, Reality*, Cambridge University Press, 1990.

4 永続主義者とは、ナショナリズムの存在を近代以前に確認可能であると主張する立場に与する論者を指す。

彼らの間で、ナショナリズムやネーションといった概念の定義が共有されているか否かという点も脇においても、かかる学問的潮流は、学术界において主流の地位を占めていると言えよう。しかし、近年、ナショナリズムの近代的起源論に対し、その近世的存在を主張する声次第に拡大を遂げつつある。この主張の先陣を切ったのは、歴史社会学者フィリップ・ゴースキの研究である<sup>6</sup>。ゴースキによれば、十六世紀中葉から十七世紀初頭のオランダ独立戦争と、それに続く同国の政治的動乱にかけての政治言説において、ネーションの語が、政治的主権性と文化的特殊性を有する人間集団を示すものとして認識されており、ナショナリズムの原初的な存在を、近世オランダに見出し得るといふ<sup>7</sup>。また、歴史学者カスパー・ヒルシによって近年著された研究によれば、「ドイツ国民」の一員であることこそが神聖ローマ皇帝に即位する条件であるとの認識が、近世ドイツの政治文化の中に確認可能である<sup>8</sup>。ヒルシの見解は、近代以前のドイツ社会において、ネーションが政治的正当性の源泉として認識されていた事実を明らかにするものであり、ドイツ・ナショナリズムの形成を考える上で、示唆に富むものである。また、チューダー朝からスチュアート朝期におけるイングランド・ナショナリズムの存在は、ナショナリズム研究の泰斗ハンス・コーンが指摘して以来、常に研究が蓄積されてきた<sup>9</sup>。

ナショナリズムの近世的存在を主張する論者は、いずれもナショナリズムに対する客観的定義の困難を、深く認識しているように思われる。彼らは、特定の政治的運動や集団的意識をナショナリズムと定義するような類型的把握を採用せず、逆に、言語中心主義、唯名論的手法とでも形容すべきアプローチを用いて、ナショナリズムに接近する。具体的に言えば、ネーションなる人間集団を社会的実在として捉えるのではなく、個々人の世界観の集積から成る言説の世界の中に、「想像の共同体」として位置づける。従って、彼らが重視するのは、この「想像の共同体」の存在を示す「ネーション[nation]」という言葉そのものが、いかなる文脈の下でいかなる意味を与えられてきたのかという点である。彼らが追求するのは、ネーションの所与性を前提とし、世界がネーションによって構成されるという、世界認識としての「ナショナリズム」である。

では、ネーションなる言葉には、歴史的にいかなる意味が刻印されてきたのか。政治思想史家グレイ・ゼーナットの古典的研究によれば、国民の語の由来たるラテン語のナシオ[natio]は、古代ロー

5 Adrian Hastings, *Construction of Nationhood: Ethnicity, Religion and Nationalism*, Cambridge University Press, 1997, pp. 3-4.

6 Philip Gorski, "The Mosaic Moment: An Early Modernist Critique of Modernist Theories of Nationalism", *American Journal of Sociology*, vol. 105(2000).

7 なお、本稿においては、nationの語は基本的には片仮名で表記し、引用部においては、それが人間集団を指す場合は「国民」、政治体を表現する場合は「国家」と訳し分けることとする。

8 Casper Hirschi, *The Origins of Nationalism: An Alternative History from Ancient Rome to Early Modern Germany*, Cambridge University Press, 2012, pp. 180-189.

9 代表的なものだけでも、以下の研究が存する。Hans Kohn, *The Idea of Nationalism: A Study in Its Origins and Background*, Paper ed., Macmillan, New York, 1951, pp. 155-183; Partrick Collinson, *The Birthpangs of Protestant England: Religion and Cultural Change in the Sixteen Centuries*, Macmillan, London, 1988, pp. 1-27; William Haller, *The Foxe's Book of Martyrs and the Elect Nation*, 1963, Cambridge University Press; Liah Greenfeld, *Nationalism: Five Roads to modernity*, Harvard University Press, 1992, pp. 27-78; David Loewenstein and Paul Stevens eds., *Early Modern Nationalism and Milton's England*, University of Tront Press, 2008.

マにおいて、誕生地を共にする集団を指示していた<sup>10</sup>。次に、この言葉は、中世ヨーロッパにおいては、出身地が比較的近い学生の集団として用いられるようになった<sup>11</sup>。さらに、中世の後期には、この語は、ローマ・カトリックの宗教会議において意見を同じくする集団をも意味するに至ったという<sup>12</sup>。ゼーナットと同じく、ネーションという語の含意を検討した政治学者リーア・グリーンフェルドによれば、この語は、次第に政治言説の中で、政治的権能を有する人間集団を指し示すようになった。近世イングランド、独立革命期のアメリカ、革命期のフランスにおいて政治的主権性を有する主体として言説の中に現れた。次いで十九世紀のドイツとロシアの政治言説において、あるネーションは他のネーションには見られない何らかの特殊性——言語、宗教など——を共有する集団として認識されるに至ったという<sup>13</sup>。世界は主権性と特殊性を有する諸ネーションから構成されるという世界認識は、かくて生じた。

ゴースキ、ヒルシ、グリーンフェルドの三者は、ネーションという言葉が、既に近世において政治的主権性を有する主体として認識されていた点を高く評価しており、彼らはこのことを根拠として、近代的「ナショナリズム」の近世的存在を立証せんと試みている。つまり、最終的には18世紀後半の諸革命の中で獲得され、今日においてもネーションの重要な側面の一つとして人々から前提視される主権性を、近世のネーション巡る言説に見出そうとするのだ。こうした立場は、従来のナショナリズムの歴史を巡る議論に一石を投ずるものである。

本稿では、かかる学問的潮流と上述のアプローチを踏まえて、近世スコットランドで活躍した政治思想家・神学者にして、1638年から1651年にかけて当地の実権を握った革命勢力、国民契約派の最大のイデオログ、サミュエル・ラザフォード (Samuel Rutherford 1600?-1661) の政治思想においてネーションという語に付与された表象を検討する<sup>14</sup>。国民契約派とは、1637年に国王によって使用を強制された「一般祈祷書」への反対運動に端を発する、スコットランド教会の聖職者、貴族を中心とした革命勢力である。スコットランドにおいては、各教会における俗人代表と聖職者の協働を重視し、スコットランド教会全体の運営は、彼らによって選出された代表委員による全国教会集会 [general assembly] に基づくべきと主張する長老主義を主張する勢力が深く浸透していた。彼らは、国王を教会の首長とし、主教を通じた上位下達を旨とする監督制 [episcopacy] に真っ向から反対しており、こ

10 Gudio Zernatto, "Nation: the History of a word", *The Review of Politics*, 1944, p. 352.

11 *Ibid.*, pp. 353-356. こうした意味での中世的「国民」を明らかにするものとしては、プラハ大学における諸「国民」間 の関係を考察した、ローデリッヒ・シュミットによる研究が有益である。Roderich Schmidt, „Die Prager Universitäts-Nationen bis zum Kuttenberger Dekret von 1409 und die Anfänge ‚nationaler‘ Gedanken in Königreich Böhmen“, in *Deutsche in den Bohmischen Landern*, Bohlau Verlag, 1992, S. 47-65.

12 *Ibid.*, p.357-360.

13 この語が主権性を獲得する過程については Greenfeld, *op. cit.*, pp. 29-188, pp. 399-484. を、特殊性が付与される過程 については、pp. 191-395 を参照。

14 国民契約派の概説としては、以下を参照せよ。David Stevenson, *The Scottish Revolution 1637-1644: The Triumph of the Covenanters*, David & Charles, Newton Abbot, 1973; Jr. Lee, Maurice. *Road to Revolution: Scotland under Charles I, 1625-37*, University of Illinois Press, 1985; Peter Donald, *An Uncounselled King: Charles I and the Scottish troubles, 1637-1641*, Cambridge University Press, 1990. 本稿における国民契約派への言及は、基本的にはスティーヴンソンの 著作を踏まえたものである。

れを採用するイングランド国教会と、そうした制度をスコットランドに移植せんとする国王チャールズ1世に対して反感を強めていた。1637年の「一般祈禱書」の使用強制令は、スコットランド教会の長老主義の形骸化と、国教会体制のスコットランドにおける適用の象徴と認識され、貴族らの国王への不満と重なり、1638年には、信仰と伝統的自由の擁護を誓った「国民契約 [National Covenant]」が締結された。翌1639年と1640年には、二度にわたって国王軍と戦戈を交え、1644年には、ピューリタン革命を戦うイングランドの議会派との軍事同盟締結に踏み切り、国王軍を打倒すべくイングランドへの武力介入を実行する。国民契約派は、国王への武力抵抗を正当化する必要性を痛感しており、この任に当たったのが、急進的長老主義派聖職者であり、国民契約派のイデオログも務める、ラザフォードであった。

ラザフォードは当時のイギリスにおける最も急進的な人民主権論者の一人であり、その世界観におけるネーションは、政治的主権者としてのイメージが付与されていた可能性が極めて高く、それは、近代的「ナショナリズム」のスコットランドにおける原初的姿を示すのではないだろうか。とはいえ、ラザフォードに関する研究は極めて少なく、未だその政治思想の全貌が明らかにされたとは言い難い。ましてや、彼のナショナリズムについての考察は、ほとんど皆無と言ってよい。しかし、この問題について、ごく少数の研究者が言及していることもまた、事実である。

ラザフォードのナショナリズムについて、最も早く考察を付したのは、近世スコットランド政治思想史家、S. A. バレルであった。彼は、国民契約派の世界観における選民的自覚を重視する<sup>15</sup>。彼によれば、17世紀スコットランドの長老主義者たちの間では、一種の終末論的世界観が浸透していた。これは、神と反キリストとの最終決戦が近く生じ、神と真なる敬虔の保持者たちの勝利に終わるという予言的信仰であった<sup>16</sup>。フランスではユグノーが、イングランドにおいてはエリザベス朝期のイングランド人らが、かかる差し迫った宗教的危機感を背景に、「彼らの愛国主義 [patriotism]」<sup>17</sup>を醸成したのである。自らは神の選民であり、神の勝利という歴史的大事業の中で、特別な任務を与えられた主体であるという認識を、彼らは前提していたのである。バレルは、かかる自覚を、契約派の中に見出す。

三度にわたり、〔……〕国民全体が、人々と統治者たちが共に、改革宗教——それはつまり長老主義的教会体制を示す——を守護すると、神との契約を遂げた。この教会体制は、あらゆる改革宗教の教会の中で最良であり、神のスコットランドへの特別な愛着の印である。この印を用いて、神は、その国民と契約関係に至ったのである<sup>18</sup>。

15 S. A. Burrell, "Apocalyptic Vision of the Early Covenanters", *Scottish Historical Review*, vol. 43, no. 135 (Apr. 1964), p. 3.

16 *Ibid.*, p. 5-6.

17 *Ibid.*, p. 6.

18 *Ibid.*, p. 13.

バレルがラザフォードの中にナショナリズムを見出すのは、まさにかかる文脈においてである。つまり、ラザフォードによる神とスコットランド国民との特別な関係を指摘し、バレルは「スコットランドはラザフォードにとり、神との契約を遂げた国民 [nation] 以上の存在であった。その人々は、預言の実現を達するために神によって特別に選ばれた、イスラエルのキリスト教的後継者であったのだ」<sup>19</sup>と述べ、ラザフォードの世界観におけるスコットランド・ナショナリズムの存在を示唆しているのである。

こうしたバレルの見解に対して公然と異議を唱えたのが、英国の近世史家ジョン・コフィーである。ラザフォードの政治思想に関する最も重厚な研究を著したコフィーは<sup>20</sup>、同書第8章「国民的預言者」において、以下のように述べる。

結局のところ、ラザフォードは、[……] ノックス [スコットランド宗教改革の父、ジョン・ノックスを指す] のように、ブリテンの宗教改革を期待していたのである。彼は、マーティン・マクナウトに次のように語った。「落胆することはない。主イエス・キリストは、この島に住まう者たち [the Isle-men]」を見捨てられるようなことはなさるまい」<sup>21</sup>。

この引用から明らかなように、コフィーは、ラザフォードにおけるブリテン的コンテクストを重視する。すなわち、ラザフォードの世界観に、神の選民という人間集団の存在を見出すことは可能である。しかしそうした役割を担うのは、スコットランド人では決してない。その栄光に浴するの、あくまで「ブリテン人」であるというのだ。従って、コフィーにとり、バレルがラザフォードに見出す「古典的な国民的な誇り」<sup>22</sup>などは後世の誤った解釈の産物である。現に彼は「かくも真実から遠いものは存在し得ぬ [Nothing could be further from the truth]」<sup>23</sup>と、かなり強い口調で、バレルの見解を否定している。

このように、ラザフォードにおけるナショナリズムを巡っては、全く正反対の解釈が正面から衝突しているように思われる。だが、私見によれば、両者の解釈は、共に「ナショナリズム」をスコットランド人と神との契約関係、及び自国を基本的単位とした選民意識の存否という観点からのみ捕捉するものであるという点で、共通の土台に立脚していると言ってよい。もちろん、かかる理解は、ラザフォードの宗教的世界観を考える上で、欠くことのできないものではある。けれども、彼のナショナリズムをかく理解することは、ラザフォードの世界観においてネーションなる概念にいかなるイメージと意味が付与されていたのかという点を、等閑視するものである。こうした立場は、ラザフォード

19 *Ibid.*, p. 16.

20 John Coffey, *Politics, Religion and the British Revolution: the Mind of Samuel Rutherford*, Cambridge University Press, 1997.

21 *Ibid.*, p. 229.

22 *Ibid.*, p. 228.

23 *Ibid.*

が「ネーション」一般に、そして具体的次元においては、スコットランド・ネーションに対して、いかなる政治的役割を期待していたのかという点を明らかにすることを、放棄するものではあるまいか。むしろ、ラザフォードの政治思想において、ネーションなる「想像の共同体」に政治的権能が認められていたとしたら、そこに、ゴースキ、ヒルシ、グリーンフェルドがその存在を指摘した近世ヨーロッパにおけるネーションの表象と、ネーションに関する世界観を見出すことができるのではないか。こうした問題意識に立ちながら、本稿は神との契約や選民意識とは次元を異にしたネーションという言葉そのものへのラザフォードの認識を、明らかにしよう試みるものである。

## Ⅰ ラザフォードの政治思想

「はじめに」に述べた本稿の課題を鑑みるに、具体的考察対象として最も適しているのはラザフォードが1644年に執筆した、『法と王 [Lex, Rex]』であろう。同書は、1638年以来続くスコットランドの国民契約派によるチャールズ1世への武力抵抗を正当化するために執筆されたものであり、ラザフォードにおけるネーションと政治的権能との関係を考察する上で重要な示唆をもたらす可能性が高い。従って本稿の考察は、もっぱら同書に焦点を当てたものとなろう。本章では、ネーションの表象を検討するのに先立ち、同書で展開されるラザフォードの政治思想を概観する。

『法と王』は、元ロス主教ジョン・マクスウェルの手による『キリスト教徒の国王の神聖なる国王大権 [Sacro-sancta regum majestas: or The Sacred and royal prerogative of Christian kings]』に対する反論として執筆された。後者は国王の主権を擁護し、「『国王の成すあらゆる行為は神に責任を負うように』、王権は直接的に神に由来し、『彼らの内に我々は神がそれによって働きかけを行う道具を見出す』<sup>24</sup>という命題を唱え、王権の絶対性を支持する典型的な主張をその中核とする。ラザフォードは、国民契約派のイデオログとしてかかる主張に反駁する必要に駆られたのであった。

『法と王』は、全四十四の命題に対して、ラザフォードが自身の主張を表明する体裁を取る<sup>25</sup>。以下では、命題ごとの内容にとらわれることなく、統治の形成、政体の決定、国王の選出、暴君への抵抗という四つの論点に対するラザフォードの見解を明らかにすることで、簡潔ではあるが、彼の国家論の概要を明らかにしたい。

ラザフォードにとり、統治の形成は二つの意味において神意によるものである。第一に、「神は人を他者によって統治されるような、社会的な生物として」創造し<sup>26</sup>、第二に、「神と自然は人類全体の政

24 John D. Ford, "Lex, rex iusto postia", in: Roger A. Mason (ed.), *Scots and Britons: Scottish Political Thoughts and the Union of 1603*, Cambridge University Press, 1994, p. 265.

25 この形式は、1579年に出版された暴君征伐論（モナルコマキ）の典型的著作である『暴君への反論 [Vindica contra tyrannos]』と同様である。

26 Samuel Rutherford, *Lex, Rex*, 1644, Portage Publication, <http://www.portagepub.com/products/caa/sr-lexrex17.html>, 2012/02/06, p. 1. 底本としては、Portage Publicationによる電子版を用いる。また、Nabu 出版社による原書の複製版を入手することができたので、同書からの引用頁数を大カッコによって併記する。Samuel Rutherford, *Lex, Rex*, 1644, reprinted, Nabu Press, 2011.

治と安寧を与えようとするため、この目的を達成する権能 [power]、つまり統治 [government] の権能を人々に<sup>27</sup>授権したのである。このため、人は社会を形成する。社会の形成は、ラザフォードにおいて、複合的に捉えられる。つまり、「市民社会は根源的に自然のものであり、その形成において自発的なもの」<sup>28</sup>であるという。社会とは本質的に自然のものであるが、その具体的形成過程において、それは人々の意思に基づく。この折衷的な社会の形成に関する議論は、個々人の社会的結合という意味での社会契約に無頓着な傾向のあるモナルコマキと、逆にこれを重視する近代的な社会契約論との中間を行くものと捉えることができよう。

市民社会の政体について、ラザフォードはやや急進的な主張を行う。すなわち、各政体の本質的平等を肯定し、政体決定権を人民の内に認めるのである。まず、政体についてラザフォードは以下のように述べる。

〔特定の政体は聖なる制度に背くという反論に対して〕仮に貴族政や民主政が聖なる制度に背くことがあろうと、〔……〕構わない。なぜならば、道徳に関して、かつ技術的な側面に関して言えば、これらは政体として、かつ法的に異なっているだけで、本質的には変わるところがないのだから。貴族政とは、拡大された君主制に他ならず、君主制とは、契約に基づいた貴族政に他ならないのだ<sup>29</sup>。

後述するように、ラザフォードにとって、統治それ自体が人民と為政者との統治服従契約に依拠したものであり、彼はまさにこの点を重視する。従って彼にとり、政体の様式は本質的問題を構成することはない。政体決定権に関する以下の記述もまた、同様の認識に立ったものであろう。

問題は、人民における実際の統治の権能ではなく、統治の権能そのもの、つまり、為政者や国王を選択する権能に関わる。共同体は、この権能を、自由かつ自発的な、実効性のある権能として行使してきた。インドや無人の地に渡った共同体は、君主政、民主政、貴族政を選択する完全な自由を持つ。イスラエルの民は、自分たちの自由意志によって統治の変更を行ったのだ<sup>30</sup>。

植民地における移民者による政体決定の実例に並び、旧約聖書に見られる古代イスラエル人の統治形態の変更が共に根拠として用いられることに、特に注意が必要である。この時期の政治思想家の例に漏れず、ラザフォードの政治思想においても、新約旧約の両聖書は今だ重要な歴史的根拠を、もしくは、何らかの政治的命題そのものを提供していたのである。

27 *Ibid.*, p. 2[2].

28 *Ibid.*, p. 3[2].

29 *Ibid.*, p. 9[7-8].

30 *Ibid.*, p. 53[50].



人民による国王（ないしは為政者）の選出は、ラザフォードにとって、極めて重要な論点であり、『王と法』における議論の中核を成すと言っても過言ではない。まず彼の世界観には、自然権思想に由来する生得的に自由な人間への認識が存する。

人は生得的に自由であり、動物と同じ程度に自由である。しかし〔……〕どのライオンも、生得的なライオンの王ではない。いかなる人間も生得的に国王ではないし、また、誰も生まれながらにして世俗的な従属関係に身を置くことはない<sup>31</sup>。

このような見解を前提として、「何者も直接的に、もしくは人民の同意という介入なしに国王の権威を神から与えられてはいない」<sup>32</sup>という主張が根拠づけられる。かような認識を根本に据えた場合、国王の選出は、もっぱら人民によるものでなければならないという結論に帰結するはずである。「もしもある男が、他の女性ではなく、ある女性と結婚することを選ぶ権能を有していたら、彼には結婚する権能が備わっていると主張できよう」<sup>33</sup>。同様に、「ある者を国王にする権能は人民に由来する」<sup>34</sup>のだ。

しかし、ここで留意すべきは、国王の選出とは人民の単独の営為では決してないという点である。そうではなく、選出は人民と国王との協働によるものであるという認識が見られる。

人民と預言者ナタン、「神よ、ソロモン王を救い給え！」と叫ぶダヴィデの家来や諸身分を使って、神は、ソロモンを玉座につけ給うたのである。同時に、それは人民の実際の行いであった。神は、あらゆる被造物の行いの最初の実行者である。人民がある者を国王にする際、諸身分は、神の下で、その者を玉座に据える他にない。ここでは、神と人民のそれぞれの行いを峻別することはできない。この行為に際し、神は人々の選び、その主張を耳にして、その他の何千もの人間を脇に置き、当該の者を国王の座につかし給うるのである<sup>35</sup>

このように、為政者は人民と神による共同の選出によってその地位に任じられ、統治の職務に就くのである。従って、両者によって自らが信任されたことを無視して統治を行う為政者に対する抵抗権をラザフォードが肯定していたとしても、それは極めて自然な帰結である。なお、上の引用における「人民 [people]」と「諸身分 [the states]」の関係について注意が必要である。中世から近世のヨーロッパ政治思想においては、「人民」とは政治共同体の全構成員ではなく、市民、貴族、聖職者などといっ

31 *Ibid.*, p. 94[92].

32 *Ibid.*, p. 92[89].

33 *Ibid.*, p. 13[11].

34 *Ibid.*

35 *Ibid.*

法的集団たる「諸身分」の代表者の集合体として理解されていた<sup>36</sup>。従って、上の引用における国王選出は、あくまで「諸身分」の代表者の集会や会議によるものとして想定していたと思われる。議論の焦点を、『法と王』で弁明される抵抗権に移す。

ラザフォードにおける抵抗権理論は、三つの観点から正当化される。すなわち、スコットランドの「国法 [constitution]」、「生得的自由」ないしは自然権思想、旧約聖書の諸事例という三つの観点から、暴君への抵抗が首肯されるのである。

まず、最も具体的な、スコットランドの国法についてのラザフォードの見解から確認する。ラザフォードは、マクスウェルを暗示する「高位聖職者 [Prelate]」<sup>37</sup>との想像上の議論の中で、スコットランドの国法について、以下のように述べる。

国王が財産を侵害し、所有物を自分のものにしようとする場合、スコットランドの法は、いかなる臣民に対しても、侵略者に抵抗し、国王の侵入者たちを、その行為を理由として、法廷の前に突き出すことを認可する。このことが、神の御言葉や良心に反するのだろうか<sup>38</sup>？

このような観点から見てとりわけ重要であるのが、395頁から400頁にかけて展開される主張である。革命以前のイングランドの無議会時代の国王を支えたウィリアム・ロードが、議회를軽視しており、国王派は自らの利害のために「この至高なる最高法院 [seat of justice] を憎み、この世からなくなってしまえばよい」<sup>39</sup>と考えていると、ラザフォードは述べる。これに対し、彼は、スコットランド議会の歴史的重要性を主張する。彼は、伝説的な初代スコットランド国王ファーガス1世は、諸身分の代表によって王位に就き、同時に王政も選択されたという見解を支持している<sup>40</sup>。

王国の諸身分を代表する議会は、緊急時において、様々な処置を講じてきた。第八代国王のテレアスは、政治的無能のために「議会在自分を処罰することを恐れて」玉座を捨てて逃亡したため、議会は自ら護国卿 [protector] を定めた<sup>41</sup>。第二十四代国王コナルスは、「大いなる権威を有する議会の法令によらずして、私的な助言に依拠して、王国に関わる最も重大なる一連の職務を行った」ために、議会によって「投獄された」<sup>42</sup>。スコットランドのプロテスタントと対立したメアリー・スチュアート女王の摂政は、「彼女が定めた約束を破り、『約束の遵守は、王侯に対しては求められるべきではない』

36 こうした認識は、少なくとも建前としては近世社会に存していた。例えば、ネーデルランドにおける州議会は、「三つの身分全て、すなわち聖職者、貴族、平民 [citizenry]」を代表するものであった。Van Gelderen, *The Political thought of the Dutch Revolt 1555-590*, Cambridge University Press, 1992, p. 22.

37 高位聖職者とは、中央集権的かつ階層型の教会制度（監督制）における、教区や大教区の責任者を指す。長老主義を奉ずる国民契約派にとり、高位聖職者は、存在そのものが「神の敵」であった。

38 Rutherford, *op. cit.*, p. 66[64].

39 *Ibid.*, p.407[446].

40 *Ibid.*, p. 397[448].

41 *Ibid.*

42 *Ibid.*, p. 397-398[450].

と述べた。諸身分は、ならば自分たちは〔女王に〕従属する必要はないと答え、かつ、彼女の統治は王侯の責務に反するものとして、その停止を宣言した<sup>43</sup>。これらの過去の事例を引きつつ、「国王ではなく議会が異論を唱える発言権〔negative voice〕を有する」と、ラザフォードは結論づけるのである。

次に、「生得的自由」に依拠した抵抗権の正当化について考察する。既に上で述べたように、ラザフォードにおいては各人は「生得的自由」を有するのであり、それは、統治の形成に際して、一定の条件、つまり、各人の便益の確保という条件を伴って為政者に譲渡される<sup>44</sup>。この譲渡によって個人が持つ自由や権能の全てが、為政者の手に渡るわけではないという点が、注意されなければならない。

〔人民は自らの上位者として国王を任命するという見解に対して〕このような見方は、偽りのものである。なぜならば、第一に、人民は、条件や制限を伴う形で、国王に対して源泉たる権能〔the fountain power〕を授けたのであり、従ってそれは、人民の側においては制約がなく、国王の側においては拘束のもとにあるのだから<sup>45</sup>。

このような制限を忘れ、人民の信頼を裏切る形で統治を行った国王に対しては、当然の帰結として、抵抗権が認められる。

しかし、もしも、彼〔国王〕が自身の権能を、自身の臣民を破滅させることに用いるようなことになれば、この狂人の手から剣を叩き落してしまうことは、法に適っている。たとえそれが彼に備わった剣であり、それに対する権利を持ち、善のためにそれを用いる権能を有しているとしても、構わないのだ。というのも、乱用された全ての権能は廃止されて構わないのだから<sup>46</sup>。

「善」のために譲渡された権能と抵抗権の関係は、後にロックに結実する近代的抵抗権思想の先駆けを成すと言ってよい。けれども、このことは、ラザフォードの抵抗権思想が、「生得的自由」や「譲渡された権能」といった、自然権的観点からのみ表明されていたということの意味するものでは、決してない。ラザフォードの抵抗権思想においては旧約聖書の抵抗の事例という極めて前近代的な観点もまた、大きな役割を果たすのである。

この点を理解する上で示唆に富むのが、神に背き、墮落したサウルに対するダヴィデによる抵抗の描写である。

43 *Ibid.*, p. 400[452].

44 *Ibid.*, p. 121[119-120], P. 221 [226]. 後者の頁には、「権能は天国から直接的に由来するのではなく、人びとの生得権であり、それは彼らから借用されている」とある。

45 *Ibid.*, p. 150[148].

46 *Ibid.*, p. 153[152].

ダヴィデは、弁論と〔ダヴィデの親友にしてサウルの息子である〕ヨナタンのとりなしによって自己保存を試みた。それらが意味を成さないと知ると、次に、逃亡を図った。どこへ逃げても安全ではないと悟り、かつ、自然が自己保存を教え、理性と恩寵の光が、自己保存のための手段と、宗教に基礎づけられたその実行の手順を指示したので、彼は第三の手段を付け加えた。「彼はゴリアテの剣を取り、600名の武装兵を集めた」<sup>47</sup>。

この引用部は、私人が暴君に対して抵抗を行う場合には、請願、逃亡、武力抵抗という段階を踏むべきであり、早急な暴力の行使慎むべきであるとする文脈に存する。ここで重要なのは、ラザフォードがそのイデオログを務めた国民契約派によるチャールズ1世への抵抗活動は、まさに、この手続きを踏んだものであったという点である。

本章冒頭に述べたように、国民契約派は、1637年に強行された国教会的な「一般祈祷書」のスコットランドにおける使用に反対する勢力の中に形成された。彼らは同年の夏に生じた反祈祷書暴動を受けて、国王のスコットランドにおける出先機関である枢密院に祈祷書や国教会的儀礼の撤廃を要求する請願によって自ら主張を明らかにし、それが失敗に終わって初めて、国王に対する武力抵抗の道を選択した。このように、ラザフォードがダヴィデに見出す抵抗の手順は、実に国民契約派によるそれと、奇妙に一致しているのである。この重複を彼が意図的に導いたのか否かという点は、ここでは問題ではない。重要な点は、ラザフォードが自らの信仰を維持する上での抵抗活動を、結果として旧約聖書とのアナロジーに依って正当化しようと試みていたということである。この事実は、彼の政治思想における宗教的要素を浮き彫りにするものである。

以上、駆け足ではあるが、『法と王』に看取されるラザフォードの政治思想を概観した。端的に述べれば、同書は、政体の決定主体にして為政者の選出主体としての人民の権能と、そうした人民による暴君への抵抗権、これら二つの存在を擁護するものである。国王権力に対する武力闘争という未曾有の時局に際し、ラザフォードは、このような論理によって国民契約派を正当化する必要に駆られていたのである。彼のかかる問題意識の中で、ネーションとはいかなる役割を期待され、いかなる集団として表象されていたのか。次章では、この点に考察が付されよう。

## II サミュエル・ラザフォードにおけるネーション

本章では、『法と王』に見られる、ラザフォードのネーションへの認識を明らかにする。彼は同書中で計85回に渡ってネーションという名詞ないしはナショナルという形容詞を使用しており、以下では我々の目的に鑑みて重要であると思われる用法に注意しつつ、彼のネーション認識を明らかにしたい。

ラザフォードの政治思想において、人民は政体決定に携わる主体であり、政治的に無能力な「大衆

47 Ibid., p. 285[328].

「multitudo」]では決してない。ネーションに関してまず確認すべきは、かかる政治的主体としての認識である。

神が人々の良心を束縛しない場合、彼らは自分自身、もしくはその子孫たちの良心を拘束することは認められない。しかし、神はいかなる国民も、ある王統ないしは王政の下に決定的に拘束するようなことはせず、従って、いかなる国民も自身と子孫たちの良心を、ある王統や王政の下に永久に拘束することはない。このことから、いかなる国民も神聖なる法 [a divine law] によって、他の政体ではなく王政に縛り付けられてはいないという命題が明らかである<sup>48</sup>。

この記述は、前章で述べたラザフォードにおける人民の政体決定権と合わせて理解されるべきである。「人民」と同様に、ネーションもまた政体の決定の最終的審判者であり、神はその判断を基本的には尊重する姿勢を取る。ここから、「人民」と神を結合させるモナルコマキに特徴的な発想が、ネーションにも適用されていることが窺える。

では、為政者の選出においてネーションはいかなる役割を果たすのか。この点についても、重要な記述が残されている。注目すべきは、360頁から三頁に渡って展開される主張である。ここでラザフォードは、マクスウェルによる家父長権の自然性と王権の神的由来を論拠にした、君主の絶対性の正当化に対する反論を行っている。この中でラザフォードは、家族共同体の内部においては、確かに家父長は子にとって選択の余地なき「自然な」存在であると肯定する一方、国王権力はそうした所与の存在ではなく、神と「人民」との協働的な「選び」の産物であるとの認識を示す。この主張によって、彼はマクスウェルの二つの見解に対して同時に痛撃を加えるのであるが、この際の記述は、ラザフォードにおけるネーション観念を理解する上で示唆する所が大きい。

国王が使用人に、何某を騎士に任せよと命じ、後者が別の者を充てれば、その者は騎士としては見なされない。使用人は自身の内にある権能によって騎士を叙任する訳ではないので、その権威は、直接的に国王に由来するのだ。だが、国民は、根源的な [radical] かつ当然の、そして本質的な権能によって、別の者ではなく、当該の者を国王とする。そして私見によれば、人民に選ばれた者は、他の者を王位につけることを拒否した彼らに対して、自らを選んできたことへの謝意を抱くものである<sup>49</sup>。

この記述には、ネーションは為政者の選出に際して、何らかの媒介者を経ることなく自らの権能に基づいて判断を下す主体であるというラザフォードの見解が提示されている。政体の決定と並び、為政

48 *Ibid.*, p. 80[78].

49 *Ibid.*, p. 362[409].

者の選出に関してもネーションはその中心的責任主体なのである。

上では、『法と王』の中心的主題の二つ、すなわち、政体の決定と、為政者の選出に当たってネーションが「人民」と同様に、中心的役割を担うというラザフォードの認識を確認した。では、同書中の最大の論点と見なし得る暴君への抵抗に関するネーションのイメージとは、どのようなものであったのだろうか。上に、ネーションは政体と為政者の決定主体であるというラザフォードの認識について述べた。この裏返しとして、暴君の出現に際して、ネーションは自由に統治のあり方と為政者を変更することが認められると彼は述べる。

もし国民が、特定の場において [hic et nunc]、貴族政が王政よりも好ましく、かかる王政の帰結が血に塗れており、破滅的で暴政そのものであり、その王政が、臣民をしてイスラム教や偶像崇拜に強制するものであると見なした場合、いかなる聖なる誓いによっても、彼ら〔国民〕の自然権を抑制することは、不可能である。この自然権とは、自らの安全と平和かつ信仰厚き生活を送るための政体と為政者を選出することを指す<sup>50</sup>。

ネーションは、自らの便益に叶わぬ政体とその為政者を廃棄し、かつ、両者を新たに選出する権能を保持しているというラザフォードの見解は、ネーションには本源的に自然権が備わっているという認識を前提にするものであるだろう。前章で述べたように彼の政治思想において、人民は、自らの権能を為政者に制限付きで譲渡し、統治を彼らに委任する。同時に彼らは、「源泉たる権能」を自らに維持し、暴君の出現に際しては、これを用いて統治服従契約を解消する。上記引用の内容と、前章で述べたラザフォードのかかる認識は本質的に大差なく、政治的行動主体として、ネーションは「人民」とほとんどイコールな関係を結ぶと見なすことができよう。

ネーションの抵抗権に関する最もラディカルな描写は278頁から279頁に見られる。ここでラザフォードは、暴君への抵抗の是非について論じている。前章で確認したように、ここでも彼は早急な武力行使については慎重な姿勢を示し、「強制的な支払いなどの不法ながらそれほど厳しくはない事態に際しては、法に触れるようなことをすべきではない」<sup>51</sup>としている。「自分の生命を救うために海へ財産を投げ入れる」場合もある<sup>52</sup>。だが、暴政が甚だしくなれば、別の行為が認められる。

暴政的権力に対して、我々は殺人や法に違反しながら自分たちの生命を防衛するものである。けれどもその際、我々は、なんら神の掟 [ordinance of God] を侵犯したことはない。ただ単に、国王を自らの防衛の際に殺してはならないと、私は判断するだけである。抵抗は、適切な大義に基づいた、国民的なものでなければならぬからだ [must be national on just cause]<sup>53</sup>。

50 *Ibid.*, p. 80[78].

51 *Ibid.*, p. 278[321].

52 *Ibid.*, p. 279[322].

「抵抗は〔……〕国民的なものでなければならない」という記述からは、ラザフォードの二つの認識が窺える。まず、暴君への抵抗とは、ネーションがその担い手たらねばならないものであるという発想である。これは、先の引用部に見られる、「国民」による統治や為政者の変更と並び、ラザフォードにおけるネーションの権能と權威の強さを示唆する。第二に、この記述が、「国王を自らの防衛の際に殺してはならない」という警句の直後に存することから、「国民的なもの」と、国王の弑逆が、互いに矛盾するものであるという認識も、見出すことができるのである。国王とネーションのこうした関係性については、以下で再び触れたい。

以上のように、ラザフォードにおけるネーションとは、『法と王』における主な論点、為政者の選出主体たる権能と暴君への抵抗権の担い手であり、行使者であった。このことは、近世スコットランドにおいて、ネーションという語に政治的主権性を付与する認識が存した事実を示唆するものである。ラザフォードの政治思想におけるネーションは、ゴースキ、ヒルシ、グリーンフェルドが指摘した、近世ヨーロッパのネーションの表象と軌を一にするものであると言える。

しかし、これまでの検討では、ラザフォードのネーションが、具体的にいかになる構成に基づいたものであったのかという点を、明らかにしたとは言い難い。それは、フランス革命後の「国民〔ナション〕」と同様、「均質にして不可分なる」主体として認識されていたのか。以下では、この点を巡って考察が付されよう。

この点を考察する上で、論題十四「人民はある者を条件付きで、もしくは絶対的存在として君主にするのか否か、臣民と同様に君主自身を拘束する契約〔covenant〕は存在するのか否か」における記述が、示唆に富む。ここでラザフォードは、君主が信仰を打ち捨てる場合、いかなる対応が許されるのか、許されるべきであるのか、という点に関して以下のように述べる。

しかし、諸身分は、決して君主に信仰を腐敗させ、虚偽に満ちた、偶像崇拜の教えを彼らに押し付ける権能を与えてはいない。従って、君主が真の宗教を守らず、先に挙げた虚偽の宗教を強制するのならば、この場合、彼らは君主の下にはおらず〔……〕権能が自らに備わると考えて、あたかも、君主を任命することはなかったかのように振る舞ってよい<sup>54</sup>。

ここで、「諸身分」なる集団に注目されたい。前章でも触れたが、「諸身分」とは、中世ヨーロッパにおける身分的社会編成原理を前提にした概念である。従ってそれは、均質かつ自己完結した諸個人から成る近代的「市民〔citoyen〕」とは、その根本からして異質な存在であった。この概念に対して、上に述べたネーションと極めて類似した役割がラザフォードの政治思想において付与されていたという事実は、極めて重要である。

53 *Ibid.*

54 *Ibid.*, p. 102[99].

結論を急がず、『法と王』における「諸身分」へ付与された政治的権能を確認することとする。上で触れた論題十四の末尾には、次の一文が存する。

ある者が船の水先案内人に、誓約を経た上で任命されたとして、もしも彼が乗客をトルコ人たちに売り払ったとしたら、乗客たちは、その水先案内人を誓約違反について責め立ててよい。ここから、次のことが明らかである。自らの意思を法とし、神の法に応じて統治することを拒むような者に対して、諸身分は王冠を渡すべきではないということ、従って、誓約の意図するところは、条件付きであるということが<sup>55</sup>。

この記述からは、為政者との統治服従契約における、人民の側の契約主体としての「諸身分」の権能を窺い知ることができるだろう。ネーションがそうであると同様に、「諸身分」もまた、ラザフォードの政治思想の根幹を成す契約の担い手として表象されていることが分かる。同様の認識は、他の記述にも見られる<sup>56</sup>。また、為政者との契約のみならず、暴君に対する契約関係を解除する主体としても、「諸身分」は認識されている。

通常の状態であれば、〔議会と国王との間に〕協調関係が存在する。しかし、もしも国王が暴君へと変じたら、諸身分は、自らの源泉たる権能を用いるべきなのである<sup>57</sup>。

ここで、暴君に対して「諸身分」がいかなる対応を行うのかという点は、決して明確ではない。しかし、恐らくは、同じく「源泉たる権能」を有するネーションと同様、国王との契約関係の解消、並びに新たな政体、為政者の選出といった行為が、かかる事態に際して「諸身分」の果たすべき役割であると見なしてよいであろう。

さらに、暴君に対する抵抗の主体という役割もまた、「諸身分」に対して認められている。論題二十八においては、「咎なくして自身の父親ないしは司祭を殺すように国王から命じられた場合、国王への抵抗は法に適ったものか否か」<sup>58</sup>が考察に付される。ここで、ラザフォードは、以下のように述べる。

神に対する誓約とその王という職務に反し、法と良心に背いて、血にまみれた部下たちを使って臣民を殺害する国王は、王国の諸身分の命に基づいて抵抗されてよいのだ<sup>59</sup>。

55 *Ibid.*, p. 111[110].

56 「自由なる諸身分は、国王に対して、自分たちが彼に権能を授与するのは、人民の善 [good] と安寧のためであるという規定を負わせる。これは、基本法である」 *Ibid.*, p. 226[232].

57 *Ibid.*, p. 207[210].

58 *Ibid.*, p. 251[259].

59 *Ibid.*



「諸身分」が、暴君への抵抗を行う上での、必要不可欠な審判者として認識されていることが、ここから理解できよう。

以上のように、『法と王』においては、ネーションと「諸身分」に刻印された政治的役割が重複しているように思われる。つまり、これら二つの概念は、統治の形成主体、統治契約の解約者にして、暴君への抵抗を遂行、ないしは認可する主体を指し示すのである。両者の関係は、いかに理解されるべきであろうか。この点を理解する上で重要な記述が、論題六に見られる。暴君への抵抗は個人の私的な判断に依拠して行われるべきではないと述べつつ、ラザフォードは次の見解を提示する。

我々は次のことを確信する。王の職務に由来する権能の主体〔国王のことか〕にとって、究極的かつ自然の全ての権能の主体は、共同体 [community] である [……]。しかし、後者の権能の倫理的・政治的担い手、もしくは、実証法的な担い手は、政治に関する国法 [constitutions of policy] に応じて、様々である。スコットランドとイングランドにおいては、それは議会の三身分 [three estates of parliament] である。他の諸国民の中では、それは他の審判者、ないしは各々の国の貴族である〔傍線部筆者〕<sup>60</sup>。

この引用部の論旨は判然としないのであるが、あらゆる政治的権能は、根本的には共同体をその源泉とするが、その具体的な担い手は、ネーションによって異なるということを強調するものであろう。我々の問題にとって重要なのは、「スコットランドとイングランド」の二つの国民の実際上の政治主体は、「議会の三身分」、すなわち、「諸身分」が務めるという認識が、上記引用部に潜んでいるという点である。「スコットランドとイングランド」以外が「他の諸国民」である以上、ここで「スコットランドとイングランド」は、両国の「国民」を指示すると見なすのが自然であろう。とすれば、この記述は、両「国民」の「諸身分」に依拠した構成を示唆するものと見なせないだろうか。ネーションは、身分制的社会原理を前提とした「諸身分」——典型的には貴族、平民、聖職者、市民<sup>61</sup>——の複合体として、ラザフォードによって把握されていたのではなかったか<sup>62</sup>。

この点と関連する重要な記述が、論題十四に存する。ここでは、人民及び為政者-神との間の契約と、人民-為政者間の統治服従契約から成る契約論、いわゆる二重契約の骨子が展開されている<sup>63</sup>。ここで注目すべきは、後者の契約に関するラザフォードの記述である。

60 *Ibid.*, pp. 61-62[58].

61 ここでの「市民」とは、フランス革命後に生じた *citoyen* ではなく、都市参事会の一員であるといった諸特権を保持する上位社会層、*Bürger* を指す。

62 なお、「他の諸国民の中」での「他の審判者、ないしは各々の国の貴族」について述べたい。近世ヨーロッパにおいては、貴族に対して、君主権力の暴走を抑止する「監督者」という役割が期待される向きがあった。一例を挙げれば、16世紀後半から17世紀初頭にかけて活躍したオランダの政治思想家ヨハネス・アルトウジウスは、神聖ローマ帝国の選帝侯に対して、このような役割を充当している。ラザフォードの言う「他の審判者、ないしは各々の国の貴族」とは、かかる政治的義務を有する貴族を指すものと思われる。Johanes Aluthisius, *Politica*, Abridged Translation by Frederick S. Carney, 1995, Liberty Fund, pp. 101-102.

この契約における国王の義務は、国王と諸身分との間の、固有の国家的義務 [peculiar national obligation betwixt the king and the estates] に由来するものであり、それによって国王は単なる人間としてではなく、国王として拘束を受けることとなる<sup>64</sup>。

この一文は、上に見てきたラザフォードのネーションへの理解とは、その意味するところを異にしたものである。他の記述において、ネーションは、「人民」や「諸身分」と同様に、政治的権能を有する人間集団を意味するものであった。けれども、上記引用においては国王と「諸身分」との契約が「国家的義務」とされており、ネーションが「諸身分」と国王の双方を包括する概念として認識されているのである。従って、ここでの「ネーション」は、政治的権能を有する人間集団ではなく、政治体（＝国家）を指すものではないだろうか。ラザフォードの政治思想において、「諸身分」や「人民」には見られず、「ネーション」に特徴的な意味をここに見出すことができよう。「諸身分」と「人民」は、いずれも政治的権能を有する人間集団を指すという意味において、『法と王』の記述を参照する限り、ネーションと極めて近い語であった。しかし、ネーションは、上記引用から明らかなように、政治的権能を付与された集団たる「国民」であるのと同時に、国王と「諸身分」から構成される政治体でもあるのだ。今日、ネーションという言葉が、政治的主権者集団を指す「国民」と、権力機構たる「国家」の双方の意味を含む事実を勘案すれば、上記引用に見られる「ネーション」の用法の意義は、極めて大きい<sup>65</sup>。つまり、「国民」と「国家」の双方を含むというこの語の特徴を、既に17世紀の言説の中に看取しうるのである。

『法と王』におけるネーションの語は、政治的に無能力な「大衆」ではなく、政治的権能を有する人間集団を示すものであった。それは、為政者の選出や、政治体の決定、暴君への抵抗を行う行為主体として認識されていたのである。まさにかかる意味において、ネーションは、近世イングランド、ドイツ、オランダの政治言説においてそうであるように、政治的権能と政治的正当性の源泉とを兼ね備えた人間集団であると見なされていた。ラザフォードの政治思想におけるこうした認識は、アメリカ独立革命、フランス革命を経て最終的に普及した、ネーションに付与された主権性へと至る世界的な言説上の大きな流れの中に位置づけることができるだろう。

63 二重契約とは、統治の形成に際しての人々と神との、かつ、人々と統治者との二つの想定上の契約を指す。前者において、人々は神に対して信仰の保持を、神は彼らの保護を契約し、後者によって、人々は、信仰を送るに相応しい生活と自らの保護を条件に、統治者の支配を受諾する。これら二つの契約のうち、特に後者の契約に対する統治者の違反行為を大義名分として、モナルコマキは自らの「暴君」への抵抗論を正当化した。これは、脚注25で触れた『暴君への反論』に典型的に見られる主張である。同書における二重契約の概要については、Gerhard Oestreich, „Die Idee des Bundes und die Lehre vom Staatsvertrag“, in *Geist und Gestalt des frühmodernen Staates*, Dunker & Humboldt, Berlin, 1969, S. 166–173.を参照。

64 Rutherford, *op. cit.*, p. 103[101].

65 オックスフォード英語辞典は、第一用例として「人民 [people] または諸人民の集団」と、「政治国家 [political state]」を併記している。説明によれば、この語は元来、「種族 [race]」や「共通の出自」を指すものであったが、次第に「領域、政治的単位、独立性」といった概念と結びついたという。Oxford English Dictionary (2<sup>nd</sup> ed), OED Online, <http://www.oed.com/search?searchType=dictionary&q=nation>, 2013/09/09.

けれども、ラザフォードにおけるネーションは、18世紀末の革命後に流布した自立せる個人から成り立つ主権者集団という側面を欠いている。『法と王』における「国民」は、中世的な身分制度を踏まえた「諸身分」の複合体としての「人民」と重複する概念であり、そこにはやはり一定の近世的制約を垣間見ることができる。確かに、こうした点に注目すれば、ラザフォードのネーションの過渡期的性格は、自ずと明らかになる。けれども、彼のネーションが、「人民」や「諸身分」とは異なり、国王をも内包する政治体、「国家」をも意味するものであるという点は、近代とそれ以降に見られる「国民」と「国家」の結合関係を考える上で、非常に示唆的であり、このことが、近世におけるネーションという言葉の歴史的な底の深さを示しているように感じられる。

## おわりに

「はじめに」に述べたように、バレル、コフィーの両氏は、ラザフォードにおける「ナショナリズム」の問題を、もっぱらカルヴィニスティックな宗教的自負心、選民意識との関係においてのみ把握する。かかる姿勢は、ラザフォードが「ネーション」をいかなる存在と見なしていたのかという肝心な点を見逃すものである。本稿が明らかにしたように、『法と王』においては、ネーションの語は二つの意味において、その語が後に獲得する政治的含意を既に有していた。まず、この語は政治的権能を有する人間集団として認識されており、このことは、近世と近代の政治言説におけるネーションの語の本質的連続性を示唆するものである。第二に、ラザフォードの政治思想におけるネーションは、国王と「諸身分」からなる政治体、ないしは「国家」をも指示するものである。これは、今日のネーションの語が、主権者たる人間集団を示す「国民」と「国家」や政治体の双方を意味することと類似している。この点もまた、この語の近世、近代を通じた連続性を浮き彫りにする。

他方では、「国民」としてのネーションには政治的権能が付与されつつも、同時に、その内実は「諸身分」によって構成されるなど、そこには中世的政治観が潜んでいたことも、事実である。かかる結論は、ラザフォードの政治思想における近代的な「国民」の認識がその原始的形態の下で存在していたことを示すものである。このように、ラザフォードにおけるネーションの語の用法は、ある側面においてその語の近代的な認識を先取りするものでありつつ、他の側面においては、近代との断絶を示すのである。近世スコットランドの政治言説に見られるネーションのかかる複雑な姿を明らかにすることは、近世ヨーロッパにおけるナショナリズム研究に、一定の寄与をもたらし得るだろう。